

／ 経営者、人事担当者、労働者の皆さまへ ／

雇用・労務管理で悩んだら 弁護士・社会保険労務士に

兵庫

大阪

京都

／ KECCでは雇用・労務の疑問を**何度でも無料で相談**できます！ ／

専門家との相談



労働関係法令等に精通した弁護士または社会保険労務士が、労務管理や労働契約について、雇用指針(*)を踏まえ紛争を未然に防ぐためのアドバイスを行います。

個別相談対応



ご相談方法は、お電話、メール、オンライン面談、来所、貴社への訪問等、いずれも可能です。お気軽にご利用ください。

セミナー開催



専門家による無料セミナーを開催しています。弁護士・社会保険労務士が雇用ルール等を分かりやすく解説します。

(※)雇用指針・・・労働関係の裁判例を分析・類型化し、とりまとめたもの(国家戦略特別区域法第37条第2項に基づき国が作成)



関西圏雇用労働相談センター (KECC) とは

ベンチャー企業やグローバル企業をはじめ、各事業者の経営者様や人事担当者様等の労務管理をサポートし、雇用トラブルを未然に防ぐことで、円滑に事業を展開できるように、内閣府・国家戦略特別区域会議のもとに設置されました。労働関係法令に詳しい弁護士や社会保険労務士等の専門家が何度でも無料でご相談をお受けいたします。

サービスの特徴



利用料が
すべて無料!



何回でも
相談可能!



貴社に訪問し
個別に
相談可能!



外国語
相談可能!

外国語
相談可能!

初めて雇用を検討する事業主様
一人で悩まないで!!

起業を検討される方、スタートアップ等開業して間もない事業者にとって採用定着・組織戦略を早くから検討することは、事業戦略と財務戦略と同じくらい重要ですが、なぜか後回しになる傾向にあります。気が付いたときには手遅れに…とならないよう、KECCでは起業間もなく雇用を検討されている事業者の皆様の組織作りを無料で伴走支援することができます。「初めて雇用を考えたい」「わからない、が引き起こすトラブルの未然防止」に向けて、何度でもお尋ねいただき、盤石な組織作りを今検討してください!

雇用に関する
課題

(労働条件明示、変更等)

就業規則策定

1名でも採用するなら
作成を検討ください。

安心して働ける環境の整備

定着

安定した事業運営の土台作り

相談の流れ

雇用や労務管理等でトラブルになる前に!
労働関係法令に詳しい弁護士・社会保険労務士に何度でも・無料でご相談できます。

すぐに相談したい

セカンドオピニオンとして
意見を聞きたい

お電話いただければ相談員がすぐにお答えします!

▼無料相談ダイヤル

労務(ロウム)

レスキュー

0800-600-6009

(つながりにくい時は、06-6136-3194)



まずは気軽に相談したい

じっくり対面で
直接相談したい

遠方なので
オンラインで相談したい

ホームページの「無料相談フォーム」から

メール・来所・オンライン(Zoom)・貴社訪問が選べます!

ご来所やオンラインでの面会相談をご希望の場合は、

事前にご連絡いただくとスムーズにご案内できます。

初回のご相談後、ご希望があれば貴社へお伺いし継続して

ご相談をお受けすることもできます。



<https://kecc.mhlw.go.jp>

ご利用いただいた皆様の多くから、ご満足いただいています!

実際に利用した方々から非常に高い評価を頂いているKECCのサービス。その理由は、相談員の質が高いこと。
労働関係法令に詳しい相談員が懇切丁寧にアドバイスします。

相談者の声

スタートアップ企業の人事Aさん

完全テレワーク制を採用していますが、社員を雇用するにあたり、どのような就業規則を作成すれば良いのか悩んでいて、KECCに相談しました。そうすると、相談内容だけでなく、はじめての採用で注意しておくべきポイントもアドバイス頂け、気づいていなかった課題にも未然に対応ができました。無料で相談できて本当にスタートアップには心強いです。

グローバル企業の経営者Bさん

顧問の社労士さんとは通訳を通じやりとりしているので本当に自分の伝えたいことが伝わっているのか不安がありました。そこで、KECCが英語でも相談ができるということで、お願いしたところ、これまでの対応が間違っていなかったことを確認でき、また今後のアドバイスも頂けました。外国語が話せる社労士さんや弁護士さんがいる安心感は大きいので、早速海外から来た友人たちにも紹介しました。